

ID: 1702

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>分配金取得計画の認可及び変更認可</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。)</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>平成14年法律第78号</p>		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第141条及び第144条の規定による。 (分配金取得計画の決定及び認可)</p> <p>第141条 組合は、第123条第1項の公告後、遅滞なく、分配金取得計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却マンションの敷地利用権が賃借権であるときは、売却マンションの敷地の所有権を有する者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。 (認可の基準)</p> <p>第144条 都道府県知事等は、第141条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。 (2) マンション敷地売却決議の内容に適合していること。 (3) 売却マンションの区分所有権又は敷地利用権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。 (4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>30日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>